

旧氏の振り仮名記載に係るご案内

1. 旧氏の振り仮名の請求の方法について

旧氏の振り仮名の記載の請求は、郵送や当町の町民生活課窓口で可能です。窓口で請求を行う際は、個人番号カードや免許証等の本人確認書類を持参の上、窓口で手続きを行ってください。

郵送で請求を行う際は、お手数ですが、この通知に同封している「旧氏の振り仮名記載請求書」または、当町ホームページからダウンロードして印刷した請求書に必要事項を記入の上、本人確認書類の写しを同封して、以下の郵送先までお送りください（郵送費用はお客様のご負担となりますので、ご了承ください）。

《請求書の郵送先》

〒985-8577 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5番地の1 七ヶ浜町役場町民生活課戸籍住民係

早期に旧氏の振り仮名が記載された住民票の写しを取得したい場合は、この通知の振り仮名が正しい場合でも、振り仮名の記載の請求をすることができます。

なお、**請求をしなくても、令和8年5月26日以降に、この通知に記載された旧氏の振り仮名がそのまま住民票に記載されます。**

また、令和8年6月頃から、マイナンバーカードにも旧氏の振り仮名を記載することができるようになる予定です（国外転出者を除く）。

2. よくあるお問い合わせ

問1 旧氏の振り仮名の記載の請求の際には何が必要ですか。

答 通知に記載されている振り仮名が正しい場合には、請求書のみのご提出で差し支えありません。

通知と異なる読み方を請求する場合には、その読み方が通用していることを証する書面（旅券、預金通帳等の写し）の提出が必要です。

※請求の手続きに際しては、個人番号カードや免許証等の本人確認書類が必要となります。

問2 戸籍や住民票の氏名にも振り仮名を記載したいのですが、旧氏の振り仮名の記載の請求と併せて行うことができますか。

答 併せて行うことはできません。本通知とは別に、戸籍に記載される予定の氏名の振り仮名に関する通知が本籍地市区町村から送付されますので、記載内容をご確認いただき、誤っている場合には戸籍の氏名の振り仮名の届出を行っていただきますようお願いいたします（住民票には、戸籍への記載後に記載されます）。なお、誤っていない場合は、通知された振り仮名が令和8年5月26日以降順次記載されますが、戸籍や住民票への振り仮名の記載を急がれる場合は、振り仮名の届出をしていただくことが可能です。ただし、「氏」の振り仮名の届出ができるのは原則として戸籍の筆頭者のみです。

ご不明な点がございましたら、総務省ホームページ及び当町ホームページをご確認ください。